統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合(第7回)議事概要

1 日時:平成20年5月9日(金)15:00~17:00

2 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3 出席者:

(委員)美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、山本委員 (審議協力者)内閣府(経済社会総合研究所)、総務省(統計局)、文部科学省、厚生労働省、農林 水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府

(事務局) 貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他

- 4 議事次第 (1) 実査体制(統計専任職員等)について
 - (2) 関係機関等(地方、学会等)との連携について
 - (3) 統計機関の独立性、中立性について
 - (4) その他

5 議事概要

議題1:実査体制(統計専任職員等)について

美添座長から、資料1に基づき実査体制に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料2に基づき統計専任職員費制度等について説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- 作物統計調査など、職員調査から調査員調査に切り替えた結果、精度が落ちた調査があると承知。調査員においてノウハウの蓄積が必要。
- ・ 他のWGにおいて、国民生活基礎調査における県別集計の要望などの意見が出ているが、地方の事業主管課においても定員削減が行われているので、それらの統計ニーズに必ずしも十分に対応できていない。地方統計機構については、特に市町村の実情が未把握ではないか。
- ・ 大阪府内の市町村では、統計担当職員はほとんどが 1 ・ 2 名で、かつ他業務との兼務となっている 状態。
- ・ 周期調査の存在から業務の平準化が行えない以上、市町村など小規模な地方機構は兼務にならざるを得ない。地方では都道府県も含めて、職員の経験年数は3年未満が半数以上。都としては専任職員が担うべきコア業務と外部委託等が可能なその他業務の精査が必要と考えている。また、地方集計が不十分と認識。
- ・ 統計は、地方の政策企画等にとっても重要なもの。また、法定受託事務のみではなく、地方独自調査や集計も行っているのではないか。
- ・ 地方では、既存の統計を前提に職員を配置しているので、新たな統計需要に迅速に対応するのは困難。東京都について言えば、市町村の実情は様々。調査員の確保困難等から極めて厳しい状況にあるところもあれば、比較的円滑に実施しているところもある。大都市地域では概して厳しい。
- 市町村の調査員は、町会機能が維持されているかどうかでも異なる。町会機能が失われているところでは登録調査員を活用している。
- 調査環境の悪化は、民間委託によって解決できる問題ではなく、別枠で取り組むべき。統計専任職

員制度は、放置すれば衰退に向かうことは目に見えており、この機会に回復を図ることが重要。都道府県では県民経済計算の作成担当の士気が高いようであり、やはり独自集計の推進が必要。また、国として登録調査員制度の活用支援を行うべき。

- ・ 地方集計ができない統計調査はどの程度あるのか。失業率、消費者物価指数、家計調査等については工夫次第で地方集計も可能と認識。
- ・ ①家計調査については、東京都は上乗せ調査により独自の集計を行っているが、このような場合に 国の仕組みの中で地方の経費負担による集計ができるようにしていただきたい。②作成した統計が政 策企画等に使用されることが士気の向上につながるが、加工統計は作成に時間を要するためその点で の寄与は薄い。③地方の統計主管課では職員の年齢構成が高いため、専任職員費の基準額が改定され ないまま人数が増えても、地方の持ち出しが増し、結局負担増となってしまうことに留意が必要。
- 基準額に見合う層の職員も不要という認識なのか。
- ・ 行財政改革の流れの中で、少子化もあり全体の職員の枠が縮小傾向の中で統計を別枠とするのは困難。
- 専任職員の数が減って困るという話もよく聞くので、都道府県によって事情は異なるのではないか。
- ・ 農水省のセンサスでは、都道府県の独自調査項目を設定できるように設計。また、集落単位での集計も可能。これらの措置に対する都道府県の評価を知りたいところ。
- ・ 行財政改革の流れに統計だけ逆行することは不可能。業務の平準化や地方独自の調査項目の付加な ど、地方の負担を抑制しつつ、独自の財源で実施する意欲が湧く現実的な対策が必要。
- 行財政改革の中でも、専任職員を活用し、国・地方双方にとって重要な統計を絞り込むことが重要。
- ・ 調査環境の悪化への対策として、民間の協力者(企業、オートロックマンション管理者等)の形成・ 開拓に注力すべき。また報告義務の形骸化は問題。罰則規定を実際に使い得るものに整備することが、 調査員のためにも必要。
- 調査環境は今後ますます悪化するものと認識。その前提で推計技術の開発、民間リソースの活用等、 現実的な対策を考えるべき。
 - ・外部委託やスクラップにより効率化を図るとしても統計への需要は確実に発生。国の統計関係予算は年間約500億円で人員は約5000人だが、この規模について、統計は日本のいろいろな制度設計のためのインフラなので、他の行政分野に比べてそもそも過少であるという意見もある。行革の中で統計業務だけが例外とはなり得ないが、リソースを増やさないということではなくて、大きくするという観点からの議論も必要。
- ・ ①日本の統計関係の予算や人員規模については、国際比較により過少であることを示すことが効果 的ではないか、②人材の育成の観点からインセンティブやキャリアパスの包括的な設計が必要、③民 営化された郵便局のネットワークやコンビニの活用など様々な可能性を模索する必要。
- · リソースに関しては、国際的に見ても削減率は大きいと思われ、強く主張できるのではないか。調 査環境の悪化に対しては、長期的な視点で統計教育を充実することも重要。
- ・ 工業統計調査及び商業統計調査では、一部本社一括調査を実施。回収率が上がるのみならず負担も 軽減していると認識。
- 国と都道府県が企画段階から協力することが重要。
- ・ 特に都道府県事業主管課を通じた調査では、独自の集計を認めてもらいたい旨の要望があることは 認識。地方独自集計や独自の調査項目の設定の仕組みについて議論されると良い。
- ・ 調査の企画段階から地方のニーズ把握に努めているところ。国と地方とが調査の改善に向けた継続 的な議論の場が必要と考える。また、都道府県の予算・人員当局において統計の重要性の認識が乏し

いこともあるので、国からの働きかけも必要。

議題2:関係機関等(地方、学会等)との連携について

美添座長から、資料1に基づき関係機関等との連携に関する論点を説明。 主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 官庁側に研究活動を行う余裕がなくなっている一方、数値評価が求められている研究者の側も非公式な官庁の研究会等に参加することに対し、若手を中心に意欲が乏しい。研究会等への参加が若手研究者のキャリアアップにつながるよう、例えば、研究者の経歴に書けるような研究会等の体制・位置付けのレベルアップが必要。
- ・ 諸外国では官学の交流が活発なのに対し、我が国では予算・人員の問題から、統計の作成に手一杯 なのが実情。官学交流のためには制度設計から考えることが必要。
- ・ ①人的交流に関しては研究者の側に官庁との交流を希望する人が少ないことと、官庁の側で研究者に優秀な若手を付ける余裕がないことが、ネックになっている。②国際会議などへのプレゼンスが少ない点に関しては、通常業務に追われて、当該会議等への人繰りが困難であることに加えて、海外に向けて発信する内容はあっても、十分な国際的なコミュニケーション能力を持った職員を育てる余裕が少ないことが問題。③研究者の側にも、統計の作成方法に関する知識不足が見受けられ、官学連携には、研究者側にもメリットがある。④加工統計等において隘路が明らかである場合は、コンペなどの方式を活用して、対処法に開発者の名前を冠するなど、研究者の業績が残るような工夫が必要。
- ・ 行政機関内における研究者との連携が可能となるような組織を作ることも必要。
- 内閣府の客員主任研究官も一種の連携拠点と考えられるが、このようなものを各省共通な拠点として整備することも考えられるのではないか。
- ・ 地方集計の推進、公表の早期化等のためのサンプリング技術や調査環境の悪化に対応した推計技術 の開発などに、官学の連携は重要。このような課題は各省共通の課題であるので、統計委員会から学 会等に対して提案し、学会等が結論を出せば学会側の功績にもなる。このようなシステムを構築すべ き。

議題3:統計機関の独立性、中立性について

美添座長から、資料1に基づき統計機関の独立性、中立性に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- 営利企業との関係における中立性の観点も必要。統計調査の企画に民間の参入を認めるのは不適当。
- ありとあらゆる利害関係者からの独立性ということではないか。
- ・ ①英米では、例えば、公表前に誰が知っていて良いのか、公表直後は政治家はコメントしてはいけない等の統計作成における規律を定めている。日本でも作成するのも一案。②一方、リソースの配分等、マネージメントには行政機関の責任者層の関与は必要。分散型の体制の下で統計分野がマイナスの意味での聖域となり、行政機関トップの関心が向かなかったことが、統計リソースが過度に削減された一つの原因ではないか。

・ 独立性、中立性に関して、統計作成側と統計使用者がどのように意識しているかの両面がある。作成側は独立性の堅持に努力しているが、使用者側は統計が独立していないと信頼性がないということを認識する必要がある。

・ 統計機関の中立性は独立性により担保される。独立性は、予算、人員、職員配置の自立が基本。予

算、人員、職員配置等について総枠管理という考え方から出発するのが実際的。中立性は「統計」 について言うべきで、統計基準の中にその内容を規定することが適当である。

- ・ 分散統計システムの中で、成果としての統計の独立性・中立性は当然のこととして理解できるが、改めて統計機関の独立性・中立性を問う意味は何か。
- ・ 統計機関の独立性が統計の中立性につながるという一般的な概念であると認識。用語については必要であれば再考する。

議題4:その他

次回は、5月19日(月)15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以上

《速報のため事後修正の可能性あり》